

資料編

高齢者虐待相談受付票

受付日	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分	受付者	部署 氏名			
対象者基本項目	氏名 (男・女)	生年月日	M・T・S 年 月 日 (歳)			
	住所	町	連絡先:			
	介護認定	1 なし 2 申請中 3 あり (要支援 ____ ・ 要介護 ____)	担当	ケアマネジャー		
	障害	1 なし 2 あり (身体・精神・知的 ____ 級)	介護保険 利用状況			
	経済状況	1 よい 2 普通 3 悪い 4 わからない 1 年金 2 生活保護 3 その他 ()				
	家庭環境					
身体等の状況	健康状態	病歴・かかりつけ医等:				
	性格等					
	日常生活動作	*歩行 1 自分で可 2 一部介助 3 全介助 *排泄 1 自分で可 2 一部介助 3 全介助 *食事 1 自分で可 2 一部介助 3 全介助 *入浴 1 自分で可 2 一部介助 3 全介助 *着脱衣 1 自分で可 2 一部介助 3 全介助				
	認知症	*記憶障害 1 軽度 2 中度 3 重度 *失見等 1 軽度 2 中度 3 重度				
	精神症状	心気症状・不安・焦燥・抑うつ・興奮・幻覚・妄想・せん妄・睡眠障害				
	問題行動	*攻撃的行為 1 軽度 2 中度 3 重度 *自傷行為 1 軽度 2 中度 3 重度 *火の扱い 1 軽度 2 中度 3 重度 *徘徊 1 軽度 2 中度 3 重度 *不穏興奮 1 軽度 2 中度 3 重度 *不潔行為 1 軽度 2 中度 3 重度 *失禁 1 軽度 2 中度 3 重度 *その他 ()				
	家族・親族の状況	家族	氏名	続柄	年齢	居住
					同・別	
					同・別	
					同・別	
					同・別	
親族					家族構成図	

	家族 関係				
虐待 の 状 況	虐待の 種類	1 身体的虐待 殴る、蹴る、つねる、身体拘束、抑制、薬を過剰に飲ませる、他（ ） 2 介護・世話の放棄・放任 入浴させない、オムツ交換しない、十分な食事を与えない、劣悪な住環境、 介護・医療サービスの制限、他（ ） 3 心理的虐待 暴言、威圧、屈辱、強迫、嫌がらせ、無視、他（ ） 4 性的虐待 下半身を裸にして放置、性器への接触、セックスの強要、他（ ） 5 経済的虐待 現預金等の使用制限、対象者の現預金を使う、所有物の無断処分、他（ ）			
	虐待頻度	1 ほぼ毎日 2 1週間に数回 3 1ヶ月に数回 4 その他 ()			
	緊急性の 有無	1 本人が保護救済を強く求めている 2 生命又は身体に重大な危険が生じている、又はそのおそれがある 3 緊急性はないが、処遇困難である 4 その他 ()			
	養護者	氏名	続柄	虐待の自覚	虐待の要因
		①		あり・なし・不明	
		②		あり・なし・不明	
		③		あり・なし・不明	
虐待の 経過					
本人の 希望					
対 応 記 録					
担当者		対応日	年 月 日	処理No.	

虐待予防・発見チェックシート（第2版）

記入日 年 月 日

確認場所： 居宅 来所 その他（ ）

確認者（記入者に○）

確認時の虐待者の有無： 有 無 その他（ ）

高齢者本人氏名	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	生年月日	年 月 日	歳
1 身体的虐待		サイン：当てはまるものがあれば○で囲む			
あざや傷の有無	頭部に傷、顔や腕に腫脹、身体に複数のあざ等				
あざや傷の説明	つじつまが合わない、求めても説明しない、隠そうとする等				
行為の自由度	自由に外出できない、自由に家族以外の人と話すことができない等				
態度や表情	おびえた表情、急に不安がる、家族のいる場面いない場面で態度が異なる				
話の内容	「怖い」「痛い」「怒られる」「家にいたくない」「殴られる」といった発言等				
支援のためらい	関係者に話すことを躊躇、話す内容が変化、新たなサービスは拒否等				
2 放棄・放任		サイン：当てはまるものがあれば○で囲む			
住環境の適切さ	異臭がする、極度に乱雑、ベタベタした感じ、暖房の欠如等				
衣服、寝具の清潔さ	着の身着のまま、濡れたままの下着、汚れたままのシーツ等				
身体の清潔さ	身体の異臭、汚れのひどい髪、皮膚の潰瘍、のび放題の爪等				
適切な食事	やせが目立つ、菓子パンのみの食事、余所ではガツガツ食べる等				
適切な医療	家族が受診を拒否、受診を勧めても行った気配がない等				
高齢者に対する態度	必要であるが未利用、勧めても無視あるいは拒否、必要量が極端に不足等				
高齢者への話の内容	援助の専門家と会うのをさける、話したがない、拒否的、専門家に責任転嫁等				
3 心理的虐待		サイン：当てはまるものがあれば○で囲む			
体重の増減	急な体重の減少、やせすぎ、拒食や過食が見られる				
態度や表情	無気力な表情、なげやりな態度、無表情、急な態度の変化等				
話の内容	話したがない、自分を否定的に話す、「ホームに入りたい」「死にたい」などの発言等				
適切な睡眠	不眠の訴え、不規則な睡眠等				
高齢者に対する態度	冷淡、横柄、無関心、支配的、攻撃的、拒否的等				
高齢者への話の内容	「早く死んでしまえ」など否定的な発言、コミュニケーションをとろうとしない等				
4 性的虐待		サイン：当てはまるものがあれば○で囲む			
出血や傷の有無	生殖器等の傷、出血、かゆみの訴え等				
態度や表情	おびえた表情、怖がる、人目をさけたがる等				
支援のためらい	関係者に話すことをためらう、援助を受けたがらない等				
5 経済的虐待		サイン：当てはまるものがあれば○で囲む			
訴え	「お金をとられた」「年金が入ってこない」「貯金がなくなった」などの発言等				
生活状況	資産と日常生活の大きな落差、食べるものにも困っている、年金通帳・預金通帳がない等				
支援のためらい	サービス利用負担が突然払えなくなる、サービス利用をためらう等				
6 その他		サイン：当てはまるものがあれば○で囲む			

（参考）首都大学東京：副田あけみ教授作成の様式を一部修正 東京都老人総合研究所作成

【高齢者虐待のレベルと介入のステージ】

虐待のレベルに応じた支援・対応策は概ね次のようになります。

※ **高齢者虐待リスクアセスメントシート**に基づきレベルを判断していきます。

〇レベル1 不十分な介護・知識等 → 見守り・指導等

(アセスメントシート：イエロー③)

〇レベル2 養護者のストレス・介護疲れ、家庭内の関係悪化等 → 介護保険サービス提供等

(アセスメントシート：イエロー②)

〇レベル3 養護者の極度のストレス・介護疲れ、家庭内の関係崩壊状態等 → 一時分離

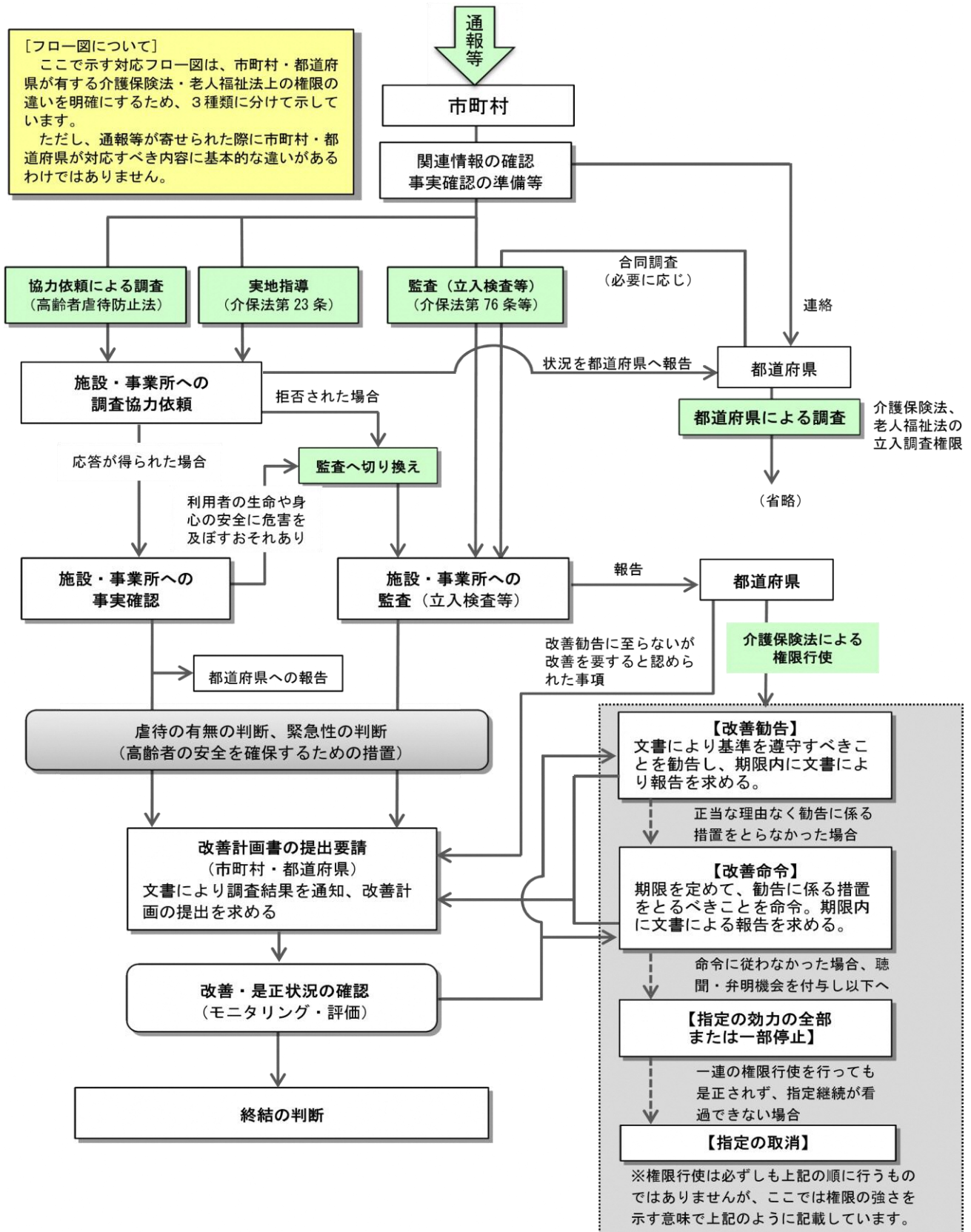
(アセスメントシート：イエロー①)

〇レベル4 あざ・怪我・火傷等（生命又は身体に重大な危険） → 分離・保護

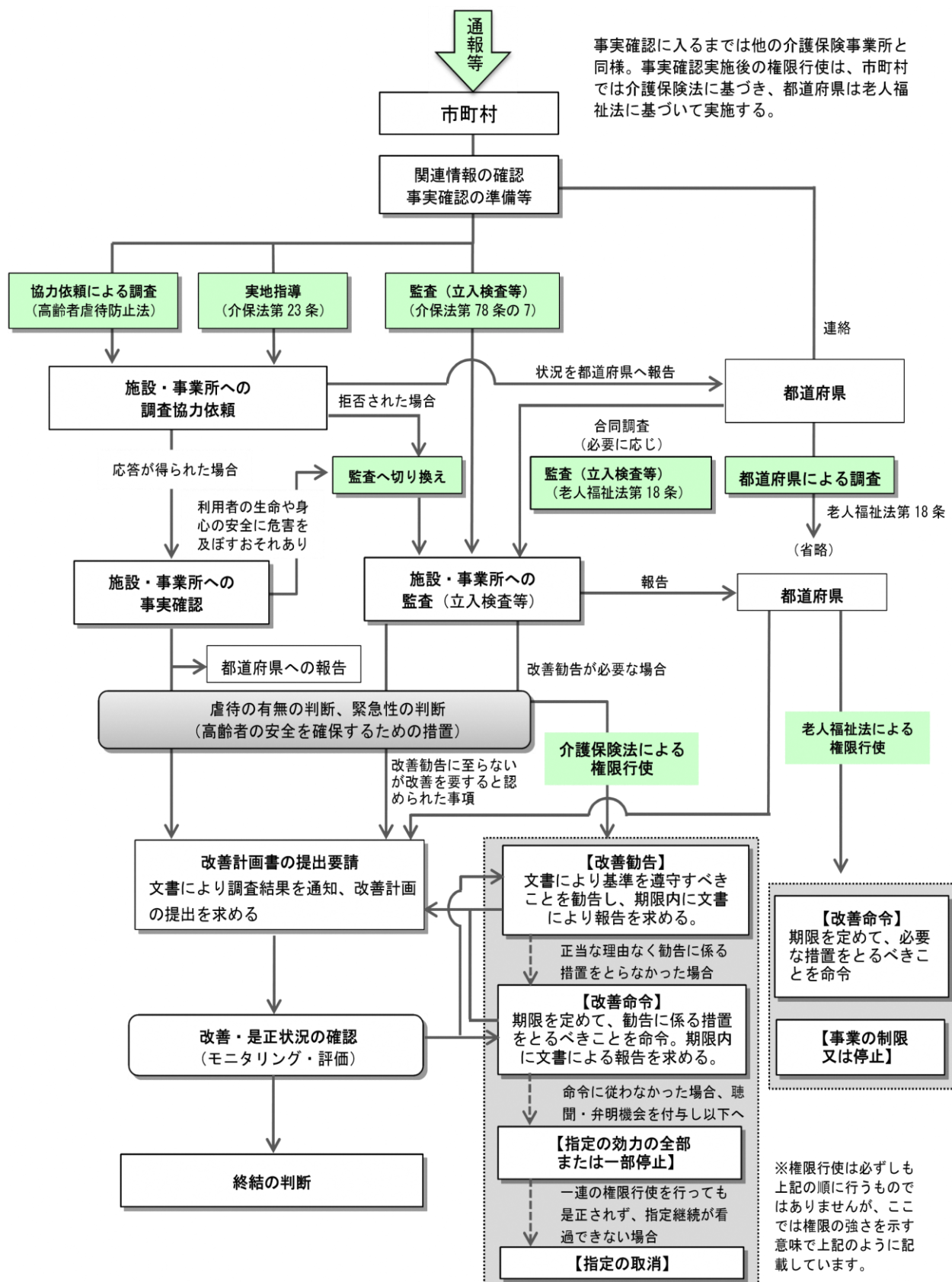
(アセスメントシート：レッド)

虐待のレベル	支援方法	主な支援方針
レベル1	見守り・指導等 ↓ 介護保険サービス提供等 ↓ 一時分離 ↓ 分離・保護	地域包括支援センター職員、保健師等による家庭訪問などで、実態把握や安否確認を行いながら、対象者に対して虐待防止のための見守りや支援、生活指導等を行います。
レベル2		介護保険サービスや福祉サービス等を利用させます。養護者からの虐待等によって介護保険サービスを利用できない高齢者に対しては、市長の措置により利用させることができます。 また、高齢者の意思を尊重しながら、家族関係の修復に努めます。
レベル3		高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある場合や、一時的に在宅生活が困難な場合は、短期入所等を利用し、高齢者の保護や養護者の負担軽減を図ります。
レベル4		高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、高齢者を迅速に保護する必要があります。短期入所等を利用して一時的に養護者と分離し、保護するとともに、その間にその後の支援・対応方針の検討を行います。 在宅生活が困難な場合には、市長の措置等により養護老人ホームや特別養護老人ホームへ入所させることなどができます。

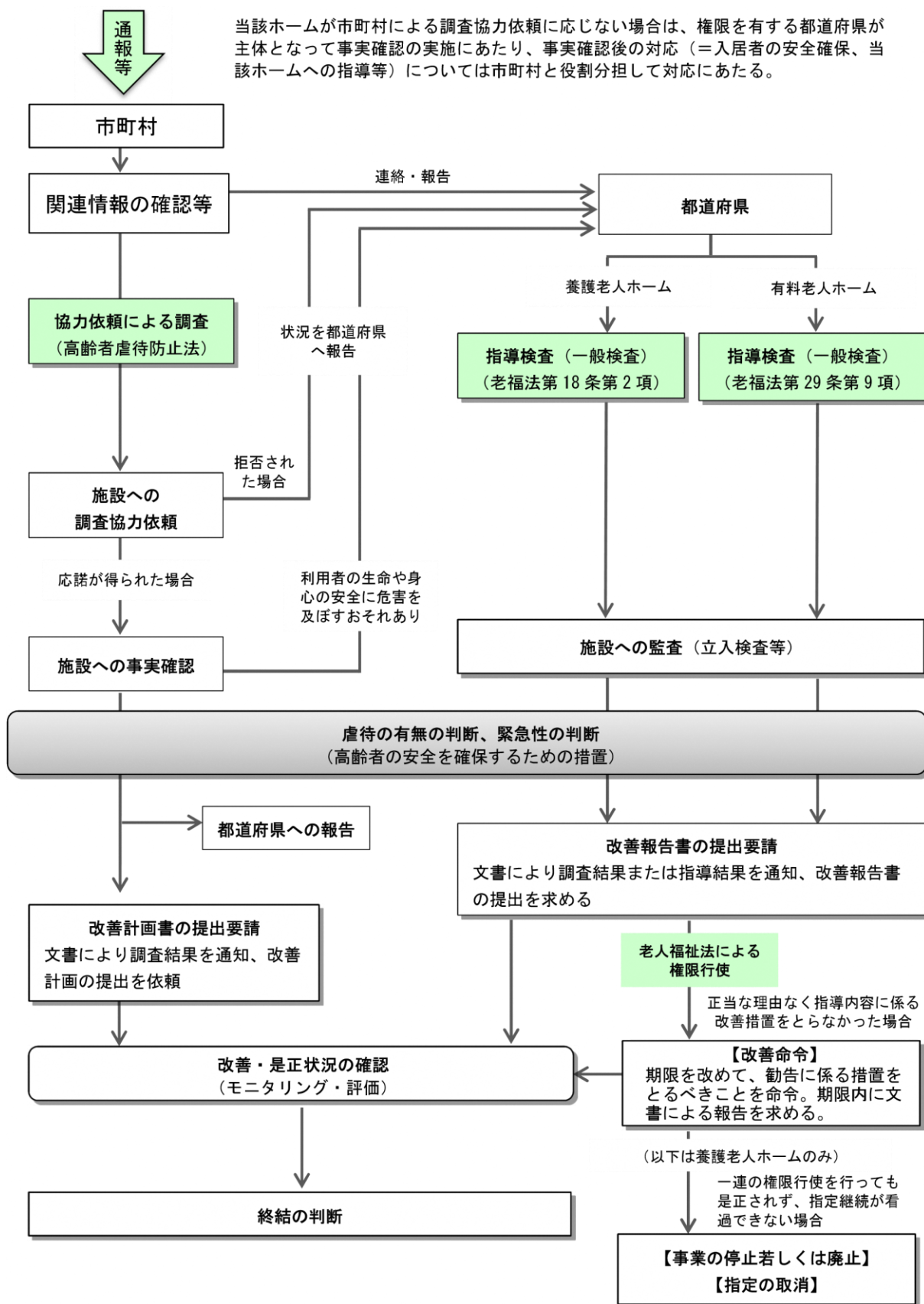
養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応の概略を示します。都道府県が指定権限を有する介護保険施設・事業所の場合



市町村が指定権限を有する地域密着型介護保険事業所の場合



介護保険事業所として未指定の養護老人ホーム、有料老人ホーム（含む未届施設）の場合



【別表】老人福祉法・介護保険法による権限規定

老人福祉法	第18条	都道府県知事	老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター設置者、養護老人ホーム・特別養護老人ホームの施設長に対する報告徴収・立入検査等
	第18条の2	都道府県知事	認知症対応型老人共同生活援助事業者に対する改善命令 老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター設置者に対する事業制限・停止命令
	第19条	都道府県知事	養護老人ホーム・特別養護老人ホーム設置者に対する事業廃止命令、認可取消
	第29条	都道府県知事	有料老人ホーム設置者等に対する報告徴収・立入検査等 有料老人ホーム設置者に対する改善命令
介護保険法	第76条	都道府県知事・市町村長	指定居宅サービス事業者、事業者であった者、従業者であった者に対する報告徴収 ・立入検査等
	第76条の2	都道府県知事	指定居宅サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第77条	都道府県知事	指定居宅サービス事業者に対する指定取消・指定の効力停止
	第78条の7	市町村長	指定地域密着型サービス事業者、事業者であった者、従業者であった者に対する報告徴収・立入検査等
	第78条の9	市町村長	指定地域密着型サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第78条の10	市町村長	指定地域密着型サービス事業者に対する指定取消・指定の効力停止
	第83条	都道府県知事・市町村長	指定居宅介護支援事業者、事業者であった者、従業者であった者に対する報告徴収 ・立入検査等
	第83条の2	都道府県知事	指定居宅介護支援事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第84条	都道府県知事	指定居宅介護支援事業者に対する指定取消・指定の効力停止
第90条	都道府県知事・市町村長	指定介護老人福祉施設、施設開設者、施設の長、従業者であった者に対する報告徴収・立入検査等	

第 91 条の 2	都道府県知事	指定介護老人福祉施設開設者に対する勧告・公表・措置命令
第 92 条	都道府県知事	指定介護老人福祉施設に対する指定取消・指定の効力停止
第 100 条	都道府県知事・ 市町村長	介護老人保健施設の開設者、管理者、医師その他の従業者に対する報告徴収・立入検査等
第 103 条	都道府県知事	介護老人保健施設の開設者に対する勧告・公表・措置命令
第 104 条	都道府県知事	介護老人保健施設に対する許可取消・許可の効力停止
第 115 条の 7	都道府県知事・ 市町村長	指定介護予防サービス事業者、事業者であった者、従業者であった者に対する報告徴収・立入検査等
第 115 条の 8	都道府県知事	指定介護予防サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
第 115 条の 9	都道府県知事	指定介護予防サービス事業者に対する指定取消・指定の効力停止
第 115 条の 1 7	市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者、事業者であった者、従業者であった者に対する報告徴収・立入検査等
第 115 条の 1 8	市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
第 115 条の 1 9	市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する指定取消・指定の効力停止
第 115 条の 2 7	市町村長	指定介護予防支援事業者等、事業者であった者、従業者であった者に対する報告徴収・立入検査等
第 115 条の 2 8	市町村長	指定介護予防支援事業者に対する勧告・公表・措置命令
第 115 条の 2 9	市町村長	指定介護予防支援事業者に対する指定取消・指定の効力停止

※指定介護療養型医療施設の開設者等に対する報告徴収・立入検査等：介護保険法附則第 130 条の 2 第 1 項

※指定介護療養型医療施設の開設者に対する勧告・公表・措置命令：介護保険法附則第 130 条の 2 第 1 項

※指定介護療養型医療施設の指定取消・指定の効力停止：介護保険法附則第 130 条の 2 第 1 項

※介護医療院の開設者等に対する報告徴収・立入検査等：改正後の介護保険法第 114 条の 2（平成 30 年 4 月 1 日施行）

※介護医療院の開設者に対する勧告・公表・措置命令：改正後の介護保険法第 114 条の 5（平成 30 年 4 月 1 日施行）

※介護医療院の許可取消・許可の効力停止：改正後の介護保険法第 114 条の 6（平成 30 年 4 月 1 日施行）

出典：社団法人 日本社会福祉士会. 市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き. 中央法規出版、2011、207p. p84-85.

高齢者の相談に関する窓口

種別	相談機関	所在地	電話番号	相談日	相談内容	料金
法律	長崎県弁護士会 無料法律相談	長崎市栄町1-25 長崎MSビル4階	095-825-9292 要予約(予約時間) ・月曜13時～(定員に達し次第締切) ・月曜日が休日の場合は、火曜日10時～	火曜日 12時～14時	法律問題全般、同一内容2回まで	20分程度 無料
	法テラス長崎 民事法律扶助相談(無料)	長崎市栄町1-25長崎MSビル2階	050-3383-5515 平日9時～17時に電話予約	月・水・金 13時～16時	収入が一定基準以下の人(民事事件が対象)同一内容3回まで	30分程度 無料
	司法書士会 総合相談センター長崎	長崎市魚の町3-33	095-823-4895 平日9時～17時に電話予約	火・木曜日 13時～15時	多重債務、悪質商法など消費者問題など市民に密着した法律問題、法テラスとの連携	30分程度 無料
総合	・長崎こども・女性・障害者支援センター ・佐世保こども・女性・障害者支援センター	長崎市橋口町10-22 佐世保市万徳町10-3	095-846-0560 095-846-0565 (女性支援課) 0956-24-5162	月～金 9時～17時45分	心の健康に関する相談、配偶者からの暴力に専任の相談員が対応	無料
精神保健	いのちの電話(電話相談のみ)		095-842-4343 0120-783-556 (毎月10日のみフリーダイヤル)	無休 9時～22時 第1、第3土曜日は24時間	自殺予防を主な目的とした悩みごとと電話相談	無料
その他	警察安全相談室	長崎県警察本部内警察安全総合相談室	095-823-4165 高齢者専用相談ダイヤル	24時間 当直対応	高齢者からの犯罪等被害の未然防止に関する相談等	無料
総合	長崎県長寿社会課	長崎市尾上町3-1	0120-294-210 095-895-2439 高齢者相談専用窓口	平日 9時～17時45分	高齢者虐待の通報、届出や高齢者施設に対する苦情等	無料
人権擁護	長崎地方法務局 人権擁護課	長崎市万才町8-16 長崎法務合同庁舎	095-820-5982	月～金 8時30分～17時15分	人権に対する困りごとや心配事の相談 人権擁護員が対応	無料
認知症	長崎県認知症サポートセンター (若年性認知症を含む)	長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター3階	095-847-0473	平日 10時～15時	認知症の方、介護者からの個別相談、訪問	無料

【引用・参考文献】

- 「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」
厚生労働省老健局 平成30年3月
- 「市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き」
社団法人日本社会福祉士会、中央法規出版 2012年7月
- 「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」
社団法人日本社会福祉士会、中央法規出版 2011年7月
- 「高齢者虐待防止対応マニュアル」
松阪市高齢者支援課 令和2年3月
- 「尼崎市高齢者虐待対応マニュアル」
尼崎市 健康福祉局 福祉部 令和2年2月
- 「高松市高齢者虐待防止・対応マニュアル」
高松市健康福祉局長寿福祉課 平成31年3月改訂
- 「成年後見制度 市長申立マニュアル」
長崎県 令和元年12月

高齢者虐待対応マニュアル

【初版】令和3年3月

【発行】長崎県

【原稿作成】一般社団法人 長崎県社会福祉士会

【協力】長崎県弁護士会 高齢者等権利擁護委員会